

1 常時監視について

本市では、令和元年度からダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づく常時監視としてダイオキシン類濃度の測定を実施している。

2 令和6年度の常時監視結果

河川水および河川底質についてダイオキシン類濃度の測定を実施した。その結果、すべての地点で環境基準を達成した。測定結果については、次の表のとおりであった。

ダイオキシン類の測定結果について(令和6年度)

調査結果

1 河川水 (環境基準値: 1pg-TEQ/L)

測定地点	測定月日
濁川 (濁川橋)	9月17日 0.25

(単位: pg-TEQ/L)

2 河川底質 (環境基準値: 150pg-TEQ/g)

測定地点	測定月日
濁川 (濁川橋)	9月17日 0.39

(単位: pg-TEQ/g)

以上